

重症心身障害児在宅医療支援事業委託仕様書

1 業務名

重症心身障害児在宅医療支援事業

2 業務目的

医療を必要とする在宅の重症心身障害児（おおむね18歳まで）に対して、医師、理学療法士等多職種で構成する在宅医療支援体制の構築に向けて、多職種連携による支援をモデル的に実施することにより、それぞれの職種に求められる支援内容や技術を明確にするとともに、多職種の専門的な職員の連携による包括的な支援体制の構築を目的とする。

3 業務内容

重症心身障害児の支援に関して相当の実績・専門性を有し、適切な事業運営が可能な社会福祉法人等において、コーディネーター職員（看護師等）を配置し、次に定める事業を実施

- (1) 医療を必要とする在宅障害児に対する支援について、医師、看護師、理学療法士、保育士等多職種の専門的な職員の連携による包括的な地域支援体制を整備するとともに、多職種連携の意義や具体的な取組方法について、実践的な研修等を実施する。

《体制の整備》

- ・在宅支援に関わる関係機関・関係者との連携・調整

《研修会等の実施》

- ・在宅支援の包括支援について考える講演会等を開催

(対象：在宅支援に関わる関係機関、関係者)

- ・多職種連携の意義や具体的な取組方法について学ぶ実践的な研修会を実施

(対象：在宅支援対象者に関わる関係機関、関係者)

- (2) 個別具体のケースをモデルとして多職種連携により支援を行い、その課題を洗い出し、包括的な支援の実施に向けた検討を行うとともに、検討結果を取りまとめる。

4 提出書類等

本件受託者は、本業務受託決定後、下記の書類を作成し提出するものとする。

- (1) 業務実施計画書、その他必要と認める書類

※業務着手に先立ち、県担当者との協議・調整のうえ提出すること。

- (2) その他、県が指示する書類

5 議事録作成

本件受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため県担当者との協議しながら作業を進め、打合せ協議があった場合はその内容について議事録を作成し、県の確認を受けなければならない。

6 機密の保持

本件受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

7 その他事項

(1) 機材等の貸与

受託事業者の必要に応じ、事業の実施に必要となる機材等（**別表**）を貸与する。

※貸与期間、貸与機材等については、事業者選定後、別途調整を行う。

(2) 再委託について

原則として、本件業務の一部又は全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県に提出し、承諾を得た場合はこの限りでない。

(3) 仕様変更

本件受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること。

(4) その他

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。

別紙「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

別表

貸与機材等一覧

品名	メーカー名	数量	単位
小児看護実習モデル まあちゃん	京都化学	1	体
DAMシミュレータートレーニングモデル MW13	京都化学	1	体
フィジカルアセスメントモデル Physiko M55	京都化学	1	体
気道管理器具セットA MY-9	京都化学	2	セット
MONNAL T60 ベンチレーター本体セット	アイ・エム・アイ	1	式
肺内パーカッションベンチレーターインパルセーター IMP 回路付	パーカッションエア・ ジャパン	1	式
自動体外式除細動器セット AED-2100-V	日本光電	1	式

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。